

今月のテーマ

## グループ通算制度への移行に伴う法人税の改正

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から連結納税制度に代わってグループ通算制度が導入されました。グループ通算制度への移行だけでなく、移行に関連して受取配当等の益金不算入制度の改正も行われましたが、連結納税制度を適用していた法人以外でも完全支配関係のある法人の有無に関係なく、今まで単体納税を適用しているすべての法人に影響のある改正となりますので、十分ご注意ください。

### (1) 株式等の区分判定

関連法人株式等又は非支配目的株式等の判定について、完全支配関係がある他の法人の有する株式等を含めて判定することとなりました。結果としてすべての区分で「自社所有分+完全支配関係のある法人の所有分」で保有割合等を判定することになりますので、受領する配当ごとに100%グループ内で保有する株式等につき異動状況を確認する必要があります。

下記の例では、完全支配関係のあるA社とB社が配当計算期間Ⅰではその計算期間を通じてX社株式を40%保有しているため、X社株式は関連法人株式等に該当します。しかし、配当計算期間Ⅱでは20%しか保有していないことから関連法人株式等ではなく、その他の株式等に該当することになります。B社は配当計算期間Ⅱに係る配当を受け取る場合、A社の保有状況に変更が生じているかどうかの確認が必要です。

		計算期間Ⅰ		計算期間Ⅱ	
X社の配当計算期間		—————			
X社株式の保有割合 (A社とB社は完全 支配関係あり)	A社	20%	20%	0%	
	B社	20%	20%		
		関連法人株式等 (両社で40%保有)		その他の株式等	

### (2) 控除負債利子の計算

関連法人株式等に係る配当等から控除する負債利子額が、次に掲げる金額のうちいずれか小さい金額とされました。

- 関連法人株式等に係る配当等の額×4%相当額
- 適用事業年度の支払利子等の額の合計額×10%相当額

改正前は当期末及び前期末における総資産の帳簿価額、関連法人株式等の帳簿価額を集計する必要があったためにその作業に時間を要することもありましたが、改正後はこれらの集計が不要になりましたので事務負担も軽減するものと思われます。

### (3) 基準日及び効力発生日の明確化

短期保有株式等並びに関連法人株式等、完全子法人株式等及び非支配目的株式等の判定等の基礎となる「基準日」について、配当等を受ける者を定めるための会社法に規定する基準日（株式会社以外の法人がする配当等については基準日に準ずる日とし、基準日又は基準日に準ずる定めのないものについては配当等がされる日）であることが明確化されました。

今月のテーマ

## グループ通算制度への移行に伴う法人税の改正

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から連結納税制度に代わってグループ通算制度が導入されました。グループ通算制度への移行だけでなく、移行に関連して下記に掲げる制度の改正も行われましたが、連結納税制度を適用していた法人以外でも完全支配関係のある法人の有無に関係なく、今まで単体納税を適用しているすべての法人に影響のある改正となりますので、十分ご注意ください。

### (1) 受取配当等の益金不算入制度

#### ① 株式等の区分判定

関連法人株式等又は非支配目的株式等の判定について、完全支配関係がある他の法人の有する株式等を含めて判定することとされました。

#### ② 控除負債利子の計算

関連法人株式等に係る配当等から控除する負債利子額が、次に掲げる金額のうちいずれか小さい金額とされました。

- a) 関連法人株式等に係る配当等の額×4%相当額
- b) 適用事業年度の支払利子等の額の合計額×10%相当額

### (2) 寄附金の損金不算入制度

損金算入限度額の計算の基礎となる「資本金等の額」が、「資本金の額+資本準備金の額」とされました（下記算式※部分）。

#### a) 特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額

$$\left[ \text{所得金額} \times \frac{6.25}{100} + \frac{\text{※資本金額及び資本準備金額の合計額}}{1,000} \times \frac{\text{当期末月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} \right] \times \frac{1}{2}$$

#### b) 一般寄附金の損金算入限度額

$$\left[ \text{所得金額} \times \frac{2.5}{100} + \frac{\text{※資本金額及び資本準備金額の合計額}}{1,000} \times \frac{\text{当期末月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} \right] \times \frac{1}{4}$$

改正前に使用した「資本金等の額」とは、資本金の額、資本準備金の額のほか、その他資本剰余金、自己株式を取得した場合や組織再編を行った場合において生じた一定額等を加減算した金額となります。

法人事業税（外形標準課税）における資本割の課税標準、法人住民税均等割の税率区分の判定基準では、「資本金等の額」と「資本金の額+資本準備金の額」を比較していずれか大きい方の金額を用いることとなりますが、寄附金の損金算入限度額の計算では「資本金の額+資本準備金の額」を用いるため、比較する必要はありません。

### (3) 貸倒引当金の損金算入制度

貸倒引当金の対象となる金銭債権から「完全支配関係がある他の法人」に対して有する金銭債権が除外されました。改正前は「連結完全支配関係がある連結法人」に対する金銭債権とされており、連結納税を適用していない場合には影響ありませんでしたが、改正後はグループ通算制度の適用の有無に関係なく、100%グループ内の他の法人に対する金銭債権につき、貸倒引当金を設定することはできません。

### (4) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例制度

完全支配関係がある他の法人の調整前損金算入額が定額控除限度額（年 5,000 万円）を超える場合には、その超える部分の金額を損金の額に算入しないこととされました。